

報告第 3 号

平成24年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により、平成24年度盛岡市一般会計

平成 24 年 度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	通信対策事業	20,402,000	20,402,000
		コミュニティ施設管理運営事業	2,120,000	2,120,000
		NPO協働推進事業	12,500,000	12,500,000
		好摩地区体育施設整備事業	31,722,000	31,721,330
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	60,000,000	60,000,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	15,600,000	15,600,000
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設整備助成事業	130,642,000	124,183,000
4 衛生費	1 保健衛生費	火葬場整備事業	5,439,000	3,465,000
	2 清掃費	塵芥収集車更新事業	5,897,000	5,897,000
		廃棄物処分場管理運営事業	9,572,000	9,572,000
	3 保健所費	第二次救急医療事業	21,000,000	21,000,000
6 農林費	1 農業費	農業施設維持管理事業	700,000	700,000
		農村交流センター整備事業	1,538,000	1,537,280
	2 林業費	マツクイムシ被害防止対策事業	4,642,000	4,642,000
7 商工費	1 商工費	歴史的街並み保存活用事業	4,480,000	4,480,000
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路橋りょう維持管理事業	257,500,000	257,489,000
		市道舗装二次改築事業	410,000,000	410,000,000
		市道舗装新設改良事業	5,919,000	5,919,000
		側溝整備事業	3,480,000	3,480,000
		踏切拡幅対策事業	4,883,000	4,725,000
		除雪機械整備事業	148,302,000	148,301,000
		洞清水中村線道路整備事業	4,038,000	4,037,275
		舟田西枝線道路整備事業	13,872,000	13,872,000

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	16,548,000			3,854,000
	706,000			1,414,000
			12,500,000	
		30,800,000	600,000	321,330
	60,000,000			
	15,600,000			
	110,384,000		13,799,000	
		3,400,000		65,000
2,400,000				3,497,000
				9,572,000
	14,000,000		3,690,000	3,310,000
				700,000
15,165		1,500,000		22,115
	4,642,000			
	2,240,000	2,200,000		40,000
	141,618,000	110,800,000		5,071,000
	225,500,000	184,400,000		100,000
2,300,000	3,255,000			364,000
	1,914,000			1,566,000
	2,598,000	1,900,000		227,000
	98,666,000	49,300,000		335,000
	2,221,000	1,600,000		216,275
	7,629,000	6,100,000		143,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
		岩手公園開運橋線道路整備事業	98,442,000	86,835,950
		道路新設改良事業	10,791,000	10,791,000
		谷地頭線道路整備事業	278,140,000	278,140,000
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	60,050,000	32,260,000
		東中野門線道路整備事業	5,321,000	5,321,000
		新幹線側道2号線道路整備事業	11,433,000	11,432,000
		下田生出線道路整備事業	40,314,000	40,313,985
		大島線外道路整備事業	3,414,000	3,414,000
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	6,090,000	6,090,000
		橋りょう維持補修事業	15,281,000	15,273,000
		交通安全施設等整備事業	51,300,000	51,300,000
		厨川駅地下自由通路整備事業	55,245,000	55,245,000
		高橋線道路整備事業	15,000,000	15,000,000
		本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業	50,833,000	50,833,000
		西部線外道路整備事業	20,000,000	20,000,000
		みたけ4号線道路整備事業	40,550,000	40,550,000
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	95,363,000	95,363,000
		榊沢橋線道路整備事業	78,936,000	78,936,000
		南大橋明治橋線道路整備事業	43,000,000	43,000,000
		南大通二丁目南大橋線外道路整備事業	5,234,000	1,500,000
		大沢川原一丁目北山一丁目線外道路整備事業	8,500,000	8,500,000
		芋田線道路整備事業	65,000,000	65,000,000
		日戸柴沢線道路整備事業	18,000,000	18,000,000
	3 河川費	準用河川改良事業	750,000	750,000
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	21,200,000	19,200,000
		都南中央第三地区土地区画整理事業	490,960,000	490,960,000
		太田地区土地区画整理事業	437,022,000	436,522,608

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	44,266,000	38,300,000		4,269,950
	5,936,000	4,300,000		555,000
	132,245,000	145,700,000		195,000
	17,743,000	13,100,000		1,417,000
	1,426,000	3,500,000		395,000
	6,288,000	4,600,000		544,000
	22,172,000	18,100,000		41,985
	1,878,000	1,400,000		136,000
	3,349,000	2,700,000		41,000
	8,400,000			6,873,000
	28,215,000	22,500,000		585,000
	27,614,000	27,600,000		31,000
	8,250,000	6,700,000		50,000
	27,958,000	22,000,000		875,000
	11,000,000	8,900,000		100,000
	22,303,000	16,400,000		1,847,000
	52,450,000	38,600,000		4,313,000
	43,414,000	35,300,000		222,000
	23,650,000	18,500,000		850,000
	825,000	600,000		75,000
	4,675,000	3,800,000		25,000
	35,750,000	29,200,000		50,000
	9,900,000	8,100,000		
	250,000			500,000
	6,545,000	11,300,000		1,355,000
	216,700,000	263,800,000		10,460,000
9,766,700	220,903,000	185,200,000		20,652,908

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		梨木町上米内線街路事業	423,416,000	423,416,000
		盛岡駅南大通線街路事業	124,666,000	124,666,000
		明治橋大沢川原線街路事業	102,739,000	102,739,000
		中ノ橋通山岸線街路事業	49,477,000	49,477,000
		南大通南大橋線街路事業	66,082,000	66,082,000
		盛岡駅長田町線街路事業	802,000	802,000
		街路樹等維持管理事業	100,000,000	100,000,000
		都市公園整備事業	689,730,000	687,440,000
		盛岡南地区都市開発整備事業	48,135,000	48,135,000
		自転車の安全と利用促進事務	75,443,000	75,443,000
	5 住宅費	住宅維持管理事務	5,525,000	5,525,000
		公営住宅ストック総合改善事業	197,300,000	197,300,000
10 教育費	2 小学校費	校舎等耐震診断事業	12,823,000	12,822,500
		向中野小学校建設事業	81,257,000	81,257,000
		土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業	446,144,000	441,725,000
		プール改修事業	40,000,000	40,000,000
		耐震補強設計事業	32,325,000	32,325,000
	3 中学校費	校舎等耐震診断事業	6,694,000	6,693,750
		城東中学校校舎改築事業	657,388,000	657,388,000
		城西中学校校舎改築事業	586,635,000	586,635,000
		障がい児等対策整備事業	101,829,000	101,829,000
		耐震補強設計事業	13,719,000	13,719,000
	4 高等学校費	総務事務	20,840,000	20,840,000
	6 社会教育費	志波城跡保存整備事業	21,329,000	21,328,900
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	43,408,000	43,408,000
	計		7,148,123,000	7,087,169,578

平成25年6月11日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	199,928,000	223,400,000		88,000
	68,567,000	56,000,000		99,000
	56,176,000	46,400,000		163,000
		49,400,000		77,000
		66,000,000		82,000
	802,000			
	50,000,000	50,000,000		
	273,899,000	408,400,000		5,141,000
	19,254,000	26,000,000		2,881,000
	38,350,000	35,600,000		1,493,000
5,525,000				
20,220,000	104,780,000	72,300,000		
	3,785,000			9,037,500
	18,758,000	47,900,000		14,599,000
	141,306,000	289,400,000		11,019,000
	7,000,000	33,000,000		
		31,500,000		825,000
	1,490,000			5,203,750
	177,287,000	398,800,000		81,301,000
	158,954,000	370,000,000		57,681,000
	13,157,000	55,500,000		33,172,000
		12,500,000		1,219,000
	5,940,000	11,900,000		3,000,000
	10,664,000	7,900,000		2,764,900
	23,267,000	16,000,000		4,141,000
40,226,865	3,064,990,000	3,630,100,000	30,589,000	321,263,713

報告第 4 号

平成24年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

平成 24 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	支出負担行為額	左 の 内 訳	
				支 出 済 額	支 出 未 済 額
			円	円	円
10 教育費	3 中 学 校 費	城東中学校校舎改築事業	240,554,000	142,720,000	97,834,000
		城西中学校校舎改築事業	274,631,000	234,132,000	40,499,000
計			515,185,000	376,852,000	138,333,000

平成25年 6 月 11 日 提 出

により，平成24年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源	
円	円	円	円	円	
	97,834,000		97,793,000	41,000	資材不足，作業員不足等により，当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	40,499,000		40,400,000	99,000	資材不足，作業員不足等により，当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	138,333,000		138,193,000	140,000	

盛岡市長 谷 藤 裕 明



報告第 5 号

平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により，平成24年度盛岡市農

平成 24 年度 盛 岡 市 農 業 集 落 排

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
農業集落 2 排水施設 管理費	農業集落 1 排水施設 管理費	農業集落排水施設管理事業	円 6,800,000	円 4,704,000

平成25年 6 月 11 日 提出

業集落排水事業費特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

水事業費特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円 4,704,000

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 6 号

平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につ  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により，平成24年度盛岡市母

平成 24 年 度 盛 岡 市 母 子 寡 婦 福

款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額
母子寡婦 1 福祉資金 貸付費	2 貸付事務費	母子寡婦福祉資金貸付事務	円 8,800,000	円 8,800,000

平成25年 6 月11日提出

いて

子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

祉資金貸付事業費特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円 8,800,000

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 7 号

平成24年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
 地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により，平成24年度盛岡市

平成 24 年 度 盛 岡 市 下 水 道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	2,395,976,000	1,921,981,386	458,309,950
計			2,395,976,000	1,921,981,386	458,309,950

平成25年 6 月 11 日 提出

下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	
193,000,000	214,710,250	50,599,700	15,684,664	0	計画の策定、関係機関との協議等に不測の時間を要したことによる。
193,000,000	214,710,250	50,599,700	15,684,664	0	

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事	契約金額「340,515,000円」を「334,645,500円」に改める。	平成25年 3 月13日

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 3 月29日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

（盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（盛岡市しらたき工房条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市しらたき工房条例（昭和49年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第12条第 1 項第 3 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（盛岡市身体障害者福祉センター条例の一部改正）

第 3 条 盛岡市身体障害者福祉センター条例（昭和55年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項第 7 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第77条第 1 項第 4 号」を「第77条第 1 項第 9 号」に改める。

（盛岡市地域福祉センター条例の一部改正）

第 4 条 盛岡市地域福祉センター条例（平成 6 年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。



(盛岡市障害者居宅介護手数料条例の一部改正)

第5条 盛岡市障害者居宅介護手数料条例(平成15年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同条第2項第4号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同項第6号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第6条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第202条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第5条第1項第1号中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第23条第3項第3号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第8条 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第1項第5号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第88条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準」に改める。

（盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第9条 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第10条 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第11条第1項第2号中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 3 月29日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（盛岡市情報公開条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 号オ中「， 国」を削る。

（盛岡市個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 7 号オ中「， 国」を削る。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月 3 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金17,435円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 2 月 7 日盛岡市下飯岡21地割地内において、市道沼尻線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月 3 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金 6,600円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 2 月20日盛岡市西見前10地割地内において、市道久保屋敷線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月 11 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月 3 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金56,948円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 3 月 2 日盛岡市西見前14地割地内において、市道久保屋敷線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月10日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて  
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- |   |          |           |  |
|---|----------|-----------|--|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所        |  |
|   |          | 氏名        |  |
| 2 | 損害賠償の額   | 金 8,970円也 |  |
| 3 | 損害賠償の原因  |           |  |

平成25年 3 月 2 日盛岡市月が丘一丁目地内において、市道青山三丁目月が丘三丁目線を自動車  
で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月10日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金 7,350円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 3 月 2 日盛岡市月が丘一丁目地内において、市道青山三丁目月が丘三丁目線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。



報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月23日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金78,050円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年10月22日盛岡市津志田中央一丁目11番40号津志田近隣公園内において、女兒が複合遊具から誤って落下し、落下場所に複合遊具の基礎コンクリートが露出していたことにより、骨折させたことによる。

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月23日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
  
- 2 損害賠償の額 金 330,000円也
  
- 3 損害賠償の原因

平成24年12月25日盛岡市川目滝の下地内において、市道岩山 2 号線で市有車が停車していた車両に接触し損傷させたことによる。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月23日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金27,458円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 3 月 2 日盛岡市みたけ三丁目地内において、市道月が丘一丁目谷地頭線を自動車で行中、沿道街路樹の枝が落下し車両を損傷させたことによる。

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 6 月 11 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月 24 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金94,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年11月27日岩手町沼宮内第 4 地割屋敷内国道 281号大坊峠を市有車で走行中、市有車がスリップしてガードレールに接触し、ガードレールを損傷させたことによる。